

二級河川梅田川水系河川整備基本方針

平成 30 年 9 月 4 日

愛 知 県 ・ 静 岡 県

目 次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
(1) 流域及び河川の概要.....	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	4
2. 河川の整備の基本となるべき事項	6
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	6
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	6
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	7
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項 ...	7
(参考図) 梅田川水系図.....	8

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

1) 流域の概要

梅田川は、その源を愛知県豊橋市雲谷町地先に源を發し、愛知県と静岡県の県境（愛知県内は半尻川、静岡県内は梅田川と称される）を南に流下し、途中、境川、精進川、落合川、坪口川、浜田川、西ノ川、内張川を合流し三河港に注ぐ、流域面積約 89km²、流路延長約 13.1km の二級河川である。

梅田川の流域は、愛知県豊橋市、静岡県湖西市にまたがり、流域内人口は約 11 万人である。流域の土地利用は、平成 21 年時点で畑地・原野が流域の約半分(51%)を占めており、次いで市街地(26%)、水田(14%)、山地(7%)の順となっている。梅田川流域の市街地の大部分は、豊橋市の中心市街地に隣接する流域北部及び中流部の二川地区周辺、上流部の湖西市新所原地区に集中しており、流域の南部は畑地としての利用が多い。

産業については、もともと第 2 次産業である輸送機器を中心とした製造業の集積が高いことが特徴であったが、徐々に第 3 次産業の割合が増えている。また、第 1 次産業として養鶏をはじめ、養豚などの畜産も盛んであり、露地野菜、果樹、園芸作物、稲作など多種多様な作物が栽培されている。

気候については、太平洋気候区に属し、四季を通じて温暖である。昭和 62 年から平成 28 年までの平均年間降水量は約 1,670mm、年平均気温は約 16℃である。

地形については、台地が殆どを占め、北東部に「弓張山地」と称される小中起伏山地、梅田川沿いに低地が見られる程度である。台地部については梅田川右岸側が「高師原台地」、左岸側が「天伯原台地」と呼ばれている。

地質については、流域の大部分を占める台地部では、未固結もしくは半固結の礫を主とする洪積層が広く分布している。梅田川及び支川沿いは層厚 5m 程度の沖積層である砂泥礫互層となっており、流域北部の山地では、中生層である砂岩やチャート、粘板岩からなる地層が見られる。

植生については、畑地や果樹園が占める台地部では主に畑地雑草群落、水田地帯である河川沿いの低地は水田雑草群落が広がっている。標高の高い流域北部の山地部にはコナラ群落、アカマツ群落、スギ・ヒノキ植林が分布しており、中～下流の河川敷にはヨシ群落が見られる。

主要交通網として、流域内に国道 3 路線、鉄道 4 路線が存在している。国道は、流域東部を国道 1 号が南北に延び、流域中央部、南部を国道 23 号、42 号がそれぞれ東西に横断するように延びている。鉄道は、梅田川の中上流部と並行して J R 東海道新幹線、J R 東海道本線が流域を東西に横断しており、下流部を豊橋鉄道渥美線が南北に縦断している。また、上流部の新所原駅より天竜浜名湖鉄道浜名湖線が東へ延びている。

本流域の位置する豊橋市及び湖西市は、「東海地震に係る地震防災対策強化地域」、「南海トラフ地震防災対策推進地域」、及び「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されている。

2) 河川の概要

梅田川は、河川の特徴から下流部（河口～浜田川合流点）、中流部（浜田川合流点～落合川合流点）、上流部（落合川合流点～法河川上流端）に分けられる。感潮区間は河口から上流約 4km までとなっている。

下流部は、川幅が 200～80m 程度、河床勾配が 1/2,000～1/1,000 程度となっており、川幅が比

較的広く、浅瀬（干潟）が見られる。ウラギク等の重要種を含む塩生植物が見られ、良好な汽水環境の特徴を有している。堤防が整備されており、河川の背後には水田が広がっている。

中流部は、川幅が 80～30m 程度、河床勾配が 1/1,000～1/400 程度となっており、全体的にゆるやかな流れであり、ところどころで滯筋の蛇行や早瀬などの河床変化が見られる。水際にはツルヨシ等の抽水植物が繁茂している。河道は築堤区間から掘込区間へ移行し、掘込区間の背後には市街地が広がっている。

上流部は、川幅が 30～20m 程度、河床勾配が 1/400～1/300 程度となっており、直線的な河道で瀬や淵は見られず、単調な水際植生が連続している。河道はコンクリート護岸で整備されており、河道は主に掘込河道となっている。河川の背後には水田や市街地が広がっている。

3) 治水事業の沿革

梅田川流域は昭和 49 年 7 月の台風 8 号による被害を始めとして、数多くの浸水被害を受けてきた。

洪水被害としては、昭和 46 年 8 月の台風 23 号による降雨で時間最大雨量 41mm、24 時間雨量 241 mm を記録し、床下浸水 207 戸、床上浸水 12 戸の被害を受けた。また、昭和 49 年 7 月の台風 8 号による降雨で時間最大雨量 64mm、24 時間雨量 243mm を記録し、床下浸水 1,252 戸、床上浸水 323 戸の被害を受けた。さらに平成 20 年 8 月の豪雨では、時間雨量最大 62mm、24 時間雨量 233mm を記録し、床下浸水 33 戸、床上浸水 12 戸の被害を受けた。

梅田川水系では昭和 63 年から中小河川改修事業に着手しており、改修が進められている。

愛知県では、これまでおおよそ 100～150 年周期で発生している南海トラフを震源とした海溝型地震により、幾度も地震・津波被害に襲われている。近年では、江戸時代の宝永地震（1707 年、M8.6）、安政地震（1854 年、M8.4）や昭和東南海地震（1944 年、M7.9）、昭和南海地震（1946 年、M8.0）などの記録がある。代表的なものでは、安政地震で、渥美表浜で 8～10m、知多半島西岸で 2～4m の津波が襲来したとされている。現在、昭和東南海地震、昭和南海地震からすでに相当の期間が経過しているため、その発生の切迫性が非常に高まっている。

また、三河地震（1945 年、M6.8）など内陸直下型の地震による甚大な被害も発生している。

4) 水利用

本流域では、梅田川からの取水やため池などにより農業用水を確保してきたが、昭和 43 年の豊川用水通水以降、豊川用水からも供給を受けている。また、水道用水及び工業用水についても豊川用水から供給を受けている。

水利権については、梅田川本川では農業用水として許可水利権 2 件、慣行水利権が 6 件設定されている。

5) 河川の環境

下流部は川幅が比較的広く、浅瀬（干潟）がみられ、サギ類やカモ類等の餌場・休息場、干潟環境を好むマサゴハゼなどのハゼ類、カニ類や貝類等の生息場所となっている。また、河道沿いにはウラギク等の重要種を含む塩生植物もみられ、良好な汽水環境の特徴を有している。なお近年、河口部周辺でヒガタアシ（平成 26 年 6 月に特定外来生物に指定）の分布が確認され、拡大を防ぐために平成 23～24 年度に駆除対策が実施されている。

中流部は全体的に緩やかな流れであり、ところどころで滯筋の蛇行や早瀬などの河床変化がみられる。水域にはオイカワ、ギンブナ、モツゴなどのコイ科淡水魚が多く、アユ、ニホンウナギ、ウツセミカジカなどの回遊魚も生息する。水際にはツルヨシ等の抽水植物、堤防法面にはセイバンモロコシ、セイトカアワダチソウ、ススキ等が繁茂している。

上流部は直線的な河道で、主にコンクリート護岸で整備され植生に乏しく単調な環境になっている。水域にはオイカワ、モツゴ、ドジョウなどの純淡水魚のほか、オオクチバスやカダヤシなどの特定外来生物も多数確認されている。

重要種としては、ニホンウナギ、マサゴハゼ、ウツセミカジカ、ミナミメダカ、シロチドリ、ナゴヤダルマガエル、ニホンイシガメ、ウラギク等が現地調査により確認されている。また、特定外来生物としては、カダヤシ、オオクチバス、ウシガエル、ミズヒマワリ等が確認されている。

河川の利用については、全体的には親水性は乏しいが、河口付近や河道沿いのところどころで魚釣りによる利用がみられるほか、二川周辺では桜並木が整備され、新所原駅周辺では堤防が湖西連峰に至るハイキングコースの一部となっており、散策に利用されている。また、地元有志らによる団体「梅田川フォーラム」により、河川美化活動や観察会等の各種活動が行われている。その他、二川駅周辺で草刈りや河川清掃を行う「梅田川ふれあいクリーン作戦」が毎年実施され、豊橋市の他湖西市からも参加があるなど、県境を跨いだ地域間の連携が見られる。

水質については、生活環境の保全に関する環境基準に係る水域類型のうち、BOD等に関する類型はC類型（基準値 BOD5mg/L 以下など）に指定されている。環境基準点である御厩橋^{おんまや}の平成 24 年度から平成 28 年度までの各年の BOD75%値は 2.8~3.7mg/L と環境基準を達成している。一方、上流の静岡県との境にある補助点の飛越橋^{とびこし}では、平成 24 年度から平成 28 年度までの各年の BOD75%値は 4.4~5.7mg/L であり、環境基準を達成しない年もある。また、水生生物の保全に関する類型は生物 B 類型（全亜鉛、ノニルフェノール、LAS）に指定されている。環境基準点である御厩橋の平成 26 年度から平成 28 年度まで全ての項目において環境基準を達成している。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

1) 基本方針

梅田川水系においては、河川整備の現状、水害発生状況、河川利用の現状、流域の歴史並びに環境、土地利用の動向等を考慮し、また関連計画等との調整を図り、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。

実施にあたっては、愛知県と静岡県が上下流の連携を図ると共に、関係市のまちづくり事業、地域住民及び関係機関と連携することによってより良い川づくりに努める。

また、工事の影響が及ぶ範囲に記念物や埋蔵文化財等が所在する場合には、関係機関と協議し、十分に配慮する。

流域に多数存在するため池については、農業用水等の水源としての役割のほか、河川への流出抑制効果も期待されるため、その保全について関係機関とともに努めていく。

ア 災害の発生の防止又は軽減

梅田川水系においては、過去の浸水被害や氾濫区域内の人口資産等を総合的に勘案し、洪水等による災害の発生の防止又は軽減を図るため、年超過確率 1/50 の規模の降雨（毎年その規模を超える降雨が発生する確率が 1/50、2 時間雨量 115mm、24 時間雨量 270mm）による洪水を安全に流下させることを目標とする。

高潮対策については、堤防により、近年の高潮被害を契機に一部見直した伊勢湾台風規模の高潮による浸水被害の防止を図るとともに、高潮時の降雨による浸水被害の軽減を図る。

一方、目標とする治水安全度を超越する規模の洪水、高潮や、整備途上段階での施設能力を超える洪水、高潮に対しては、雨量や河川水位等の水防災情報の提供や、洪水ハザードマップの作成支援、水防体制の強化等のソフト対策により、関係機関や地域住民と連携し、被害軽減を図った上で、発生した被害に応じて必要な対策を講じる。

堤防や護岸等の河川管理施設の機能を継続して確保するため、巡視、点検、補修等を適切に行い良好な状態を保持する。また、必要に応じて施設管理の高度化、効率化を図っていく。

河川津波対策については、施設計画上の津波（南海トラフ沿いで発生する、発生間隔が数十年から百数十年に一度規模の地震・津波）に対し、堤防等により津波災害から人命や財産等を防御することを目標とする。また、地震対策としては、南海トラフ沿いで発生する地震や内陸直下型地震に対し、河川堤防が地震により沈下し、地震直後の平常の河川水や、復旧期における小規模な洪水が堤防を越流して発生する被害を防ぐことを目標とする。

また、施設計画上の津波を上回る規模の津波に対しては、最大クラスの津波（発生頻度が極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波）による津波浸水想定を踏まえてハード・ソフトの施策を組み合わせ「多重防御」による津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指していく。

イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持については、今後も流況等の把握に努めるとともに、関係機関と連携し、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観や親水等の河川環境に配慮し、流水の正常な機能の維持に努める。

水利用については、今後とも関係機関との連携のもと、水利用秩序に配慮しつつ、適切な水利用が図れるよう努める。

ウ 河川環境の整備と保全

河川環境の整備と保全については、現状の自然環境や地域の保全活動、郷土の歴史などを踏まえ、治水・利水と調和した河川環境の整備と保全を行い、関係機関や地域住民と連携した川づくりを推進する。

【動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全・再生】

動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全・再生については、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境及び生態系ネットワークの形成を図るため、関係機関や地域住民と連携し、多自然川づくりを行う。

【川とふれあえる場の維持・形成】

川とふれあえる場の維持・形成については、川に親しみ、ふれあい活動の場にするため、地域住民の利用状況や要望等を踏まえ、関係機関や地域住民と連携し、人々が川に近づける親水施設等の整備に努める。

【良好な景観の維持・形成】

良好な景観の維持・形成については、河口・下流部・中流部の田園風景、中流部・上流部の二川宿に代表される歴史的な街並みの景観等、周辺環境と調和した水辺空間の維持・形成に努める。

【水質の改善】

水質の改善については、河川の利用状況、水利用状況、動植物の生息・生育・繁殖環境等を考慮し、関係機関や地域住民と連携を図り、良好な水質となるよう改善に努める。

エ 河川の維持管理

河川の維持管理については、梅田川水系の特性や整備の段階を考慮し、さらに、「洪水や高潮等による災害の発生の防止又は軽減」、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」及び「河川環境の整備と保全」等の視点から総合的に判断し、洪水時や濁水時だけでなく、常時河川の有する機能を発揮できるように、関係機関、許可工作物の管理者、地域住民等と連携し適切に行う。

2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

梅田川水系においては、年超過確率 1/50 の規模の降雨（毎年その規模を超える降雨が発生する確率 1/50、1 時間雨量 70mm、24 時間雨量 270mm）により発生する基本高水のピーク流量を、基準地点の浜道において 600m³/s とし、これを河道により安全に流下させる。

基本高水のピーク流量等一覧表

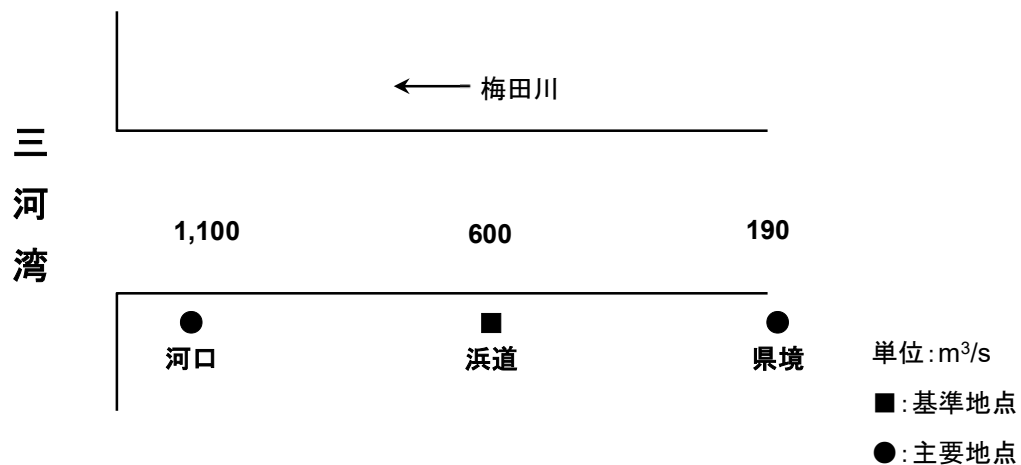
単位：m³/s

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
梅田川	浜道	600	0	600

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

梅田川水系における計画高水流量は、基準地点の浜道において 600m³/s とする。

ただし、県境における計画高水流量は 190m³/s とする。



計画高水流量配分図（単位：m³/s）

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

梅田水系の主要な地点における計画高水位及び概ねの川幅は次の通りとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 (T.P.m)	川幅 (m)	摘要
梅田川	県境	13.10	28.41	10	
	浜道	5.50	5.48	48	基準地点
	河口	0.0	3.47 ^{※1}	208	

(注) 計画高水位は「昭和44年度平均成果(国土地理院)」に基づく標高

T.P. : 東京湾中等潮位

※1 計画高潮位

河口地点におけるその他水位

計画高水位 : T.P. 1.98m

河口が位置する地域海岸における設計津波の水位 : T.P. 3.10m

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

浜道地点における平成9年(1997年)から平成20年(2008年)まで(欠測の多い平成12年を除く)の過去11年間の平均低水流量は1.28m³/s、平均濁水流量は0.99m³/sである。

流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関しては、流況等の把握が十分でないことから、今後も関係機関と連携し、継続して調査・検討した上で決定するものとする。



(参考図) 梅田川水系図